

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、予防接種に関する事務において、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務において、新型コロナウイルスワクチン接種記録システム使用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号の規定に基づき、他の市区町村との間で接種記録情報の情報照会・情報提供を行う。

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年3月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	予防接種に関する事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関するものであり、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管を行う。 これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 【1】各種予防接種の案内 【2】予防接種履歴の管理・接種証明書の交付 【3】予防接種による健康被害救済給付
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
①システムの名称	保健所システム
②システムの機能	【1】対象者管理機能 業務固有番号を含む、住所、氏名等の情報を管理する機能。接種勧奨を行うための対象者を抽出する。 【2】接種履歴管理機能 対象者の接種した予防接種情報を管理・保管する。 【3】接種照会機能 過去の接種照会や、予診票の再発行を行う。 【4】集計・統計機能 予防接種情報を集計し、国や県への事業報告書を作成する。 【5】副本作成機能 中間サーバーに登録する副本を作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (国民健康保険システム、生活保護システム)
システム2	
①システムの名称	共通連携基盤システム
②システムの機能	1 申請管理機能 申請者が地方公共団体に対し申請手続等を行うマイナポータルと標準準拠システムの間を連携する機能 2 庁内データ連携機能 標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能 3 住登外者宛名番号管理機能 庁内で管理する住登外者(既存住民基本台帳システム以外の標準準拠システムにおいて住民とは別に管理しておく必要がある者をいう。)を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番・管理する機能 4 団体内統合宛名機能 団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバーと連携する機能 5 EUC機能 職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用するために基幹業務システムのデータを抽出、分析、加工、出力する機能

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他 (予防接種システム、情報提供ネットワークシステムを介した情報提供等を行う事務で使用する他の業務システム、中間サーバー)	

システム3

①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>【1】符号管理 情報の照会及び提供に用いる個人の識別子である「符号」と統一識別番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>【2】情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の照会をするるとともに、照会した情報の受領を行う。</p> <p>【3】情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会があった旨を受領するとともに、当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>【4】個人住民税システム接続 中間サーバーと団体内統合宛名システムとの間で照会内容、提供内容、特定個人情報(連携対象)等について連携する。</p> <p>【5】情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>【6】情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>【7】データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、照会、提供情報等について連携する。</p> <p>【8】セキュリティ管理 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>【9】職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証を行うとともに、当該職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>【10】システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。</p> <p>【11】自己情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う。</p> <p>【12】お知らせ お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供と、その状況確認依頼に対し回答結果の受領を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[○] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[○] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[○] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								

システム4

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
②システムの機能	<p>【1】本人確認情報検索 統合端末により、4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせをもとに本人確認情報の検索を行い、一覧を画面上に表示する。</p> <p>【2】地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバーに対して、個人番号又は4情報の組み合わせによる本人確認情報の照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								

システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	【1】新型コロナウイルスワクチンの予防接種対象者登録 【2】接種記録の管理(登録・修正・照会) 【3】他の市区町村への接種記録の照会・提供 【4】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会・発行 【5】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 【6】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (予防接種システム)
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳記録ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 番号法(※1)第9条第1項及び別表第1の14の項 別表第1主務省令(※2)第10条 【2】新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 番号法第9条第1項及び別表第1の126の項 別表第1主務省令第67条の2 (※1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、緊急措置として、情報提供ネットワークシステムによらずに、番号法第19条第16号の規定により、ワクチン接種記録システム(VRS)により接種記録について他の市区町村との間で情報提供・照会を行う。 なお、特定個人情報の取扱いを委託する場合において、当該受託者への特定個人情報を提供する必要があるときは、番号法第19条第6号の規定により行う。
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の22の項、24の項、25の項及び26の項 別表第2(※3)主務省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の22の項及び23の項 別表第2主務省令第12条の2及び第12条の2の2 【2】新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の150の項 別表第2(※3)主務省令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の150の項 別表第2主務省令第59条の2 (※3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳記録ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の対象者
その必要性	区で実施する予防接種に関する情報を適正に管理するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【1】識別情報 ・対象者を正確に特定するために必要がある。</p> <p>【2】連絡先等情報 ・接種券を発送する際、正確な住所・連絡先が必要なために必要がある。 ・年齢により、対象者・接種時期を判断するために必要がある。</p> <p>【3】業務関係情報 ・接種情報管理及び接種要件・自己負担免除要件確認のために必要がある。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	健康福祉部保健予防課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (区民生活部戸籍住民課・税務課、健康福祉部障害者支援課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の市区町村) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <small>住民基本台帳ネットワークシステム、住民記録システム、個人住民税システム、国民健康保険システム、生活保護システム、ワクチン接種記録システム</small> <input checked="" type="checkbox"/> その他 ((VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)
③使用目的 ※		対象要件・接種履歴等を管理し、予防接種を適切に行うとともに、給付要件・支給状況等を把握し、健康被害の給付を適切に行うため
④使用の主体	使用部署	健康福祉部保健予防課、感染症対策課、新型コロナ予防接種課、碑文谷保健センター、健康推進課(※) ※健康推進課はシステムの運用管理部署
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> <small>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</small> <small>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</small> <small>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</small>
⑤使用方法		【1】接種対象者の抽出 住民情報、接種履歴等から予防接種の対象者を抽出し、接種案内・予診票等を作成する。 【2】接種記録の管理 予防接種の記録を管理し、接種の勧奨・予診票再発行等を行う。当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に際し、接種記録を確認する。 【3】委託料の支払 予防接種に係る委託料の計算・集計を行う。 【4】統計資料の作成 接種記録に基づき 各種統計資料を作成する
情報の突合		識別情報・連絡先等情報と業務情報(接種情報)とを突合し、接種記録を正確に管理する。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		<input type="checkbox"/> 委託する <input checked="" type="checkbox"/> <small><選択肢></small> <small>1) 委託する 2) 委託しない</small> <input type="checkbox"/> (5) 件
委託事項1		システム運用保守業務(保健所システム)
①委託内容		保健所システムのパッケージアプリケーション保守作業、運用スケジュールの作成支援、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> <small>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</small> <small>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</small> <small>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</small>
③委託先名		日本コンピューター株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input checked="" type="checkbox"/> <small><選択肢></small> <small>1) 再委託する 2) 再委託しない</small>
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		共通連携基盤システム運用・保守業務
①委託内容		ガバメントクラウドでの申請管理機能・団体内統合宛名機能を含む保健所システム等の事務処理システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失に備えたバックアップデータの保管等
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> <small>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</small> <small>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</small> <small>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</small>
③委託先名		株式会社 日立システムズ

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。	
	⑥再委託事項	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項	
委託事項3		基盤環境運用業務	
①委託内容		データセンターでの団体内統合宛名システムを含む基幹系システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムのデータの滅失等に備えたバックアップデータの別拠点での保管等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。	
	⑥再委託事項	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項	
委託事項4		磁気媒体等外部保管	
①委託内容		システムのデータの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管及び集配	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ワンビシアーカイズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5		ワクチン接種記録システムの運用保守業務	
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ(契約は、デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)との間で締結)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[<input type="radio"/>] 提供を行っている (4) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1		他の市区町村長	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号及び別表第2の22の項並びに別表第2主務省令第12条の2	
②提供先における用途		予防接種の実施に関する事務	

③提供する情報

予防接種の対象者に係る予防接種の記録に関する情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種の対象者のうち、他の市区町村へ転出した者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会があった都度	
提供先2	東京都知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の23の項並びに別表第2主務省令第12条の2の2	
②提供先における用途	予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務	
③提供する情報	予防接種の対象者に係る予防接種の記録に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種の対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会があった都度	
提供先3	東京都知事	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の14の項並びに別表第1主務省令第10条、予防接種法第15条	
②提供先における用途	健康被害救済給付認定申請書類の受付及び厚生労働省への進達	
③提供する情報	健康被害救済給付認定申請書類	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康被害救済給付認定申請者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	区民からの健康被害救済給付認定申請受付後、厚生労働大臣への進達(東京都知事を経由)の都度	
提供先4	他の市区町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第16号	

②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (当区へ転入した者について、当該本人同意の上で行う当区からの照会に基づく、転出元市区町村(提供先)におけるワクチン接種記録の回答)
③提供する情報	個人番号、転出元市区町村の市町村コード
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区へ転入した者(転出元市区町村における接種記録の確認が必要である場合に限る。)
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)による提供)
⑦時期・頻度	当区へ転入した者について、転出元市区町村における接種記録の照会を行う都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>●目黒区における措置</p> <p>【1】保健所システム ・システムのサーバー(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを含む。)は、区施設内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバーのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータを保存した電子記録媒体は、別途遠隔地に保管し、委託により安全管理措置が講じられた場所で管理する。</p> <p>【2】バメントクラウド(※)における措置 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (※)ガバメントクラウド 地方公共団体における国仕様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラウドサービス ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>●中間サーバー・プラットフォームにおける措置 【1】中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 【2】特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>●ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 【1】論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 【2】当該領域のデータは、暗号化処理をする。 【3】個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 【4】国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 【5】日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【6】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 【7】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付の証明書交付センターシステム及びキオ</p>

7. 備考

●目黒区における特定個人情報の消去

保管期間が経過したデータは、システムにてデータベースから削除する。

●中間サーバー・プラットフォームにおける特定個人情報の消去

【1】特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。

【2】ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

●ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報の消去

【1】システム利用市区町村は、自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。

【2】ワクチン接種記録システム上の各市区町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

(※)※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

●予防接種台帳記録ファイル

【1】識別情報

個人番号、情報提供用個人識別符号、整理番号(宛名番号)

【2】連絡先等情報

氏名(漢字)、カナ氏名、性別、生年月日、年齢、月齢、住所、方書、送付用方書、町丁目コード、町丁目、番地、枝番、小枝番、郵便番号、行政区番号、行政区名称、地区番号、地区名称、規制区分、住民区分、住登外区分、続柄、世帯番号、世帯主漢字氏名、世帯主カナ氏名、住民となった日、住民でなくなった日、異動区分、異動年月日、住民異動区分、住民異動年月日、転入前住所、転入前方書、転出後住所、転出後方書、宛名種別、外国人、外国人本名カナ、外国人本名漢字、外国人本名使用フラグ、生保区分、後期高齢区分、送付用郵便番号、送付用住所、送付用方書、送付先集配局、送付先使用、集配局、補記区分、連携番号、事業予定連番、送付先除外区分、取消コード、他区名その他、区外者カナ氏名、連絡先

【3】業務関係情報

接種番号、接種名称、期・回数区分、接種種別、予防枝番、年度、接種日(各予防接種)、接種日年齢(各予防接種)、接種区分(各予防接種)、接種量(各予防接種)、Lot番号(各予防接種)、ワクチンメーカー(各予防接種)、ワクチン区分(各予防接種)、簿冊番号(各予防接種)、シーケンシャル番号(各予防接種)、登録日(各予防接種)、登録区(各予防接種)、登録区分(各予防接種)、印刷日(各予防接種)、印刷区分(各予防接種)、予診票送付区分(各予防接種)、再交付日(各予防接種)、再発行窓口(各予防接種)、郵送戻り、郵送戻り日、担当者、予診票年度、予診理由、予診番号、接種医療機関(その他)、会場コード、会場(医療機関)、医療機関コード、小学校区分、中学校区分、依頼書の有無、対象年月日、受付方法、受付年月日、保護者氏名、申請者電話番号、申請理由、申請理由その他、発行月日、発行方法、滞在先住所、滞在先電話番号、依頼書送付先、依頼書送付先電話番号、依頼書宛名、依頼書備考、証明書印刷日、文書年度、文書決裁番号、文書番号、区外者フラグ、受付連番、抽出キー、抽出時集配局、抽出時地区、登録者、登録者ID、負担金区分、任意負担区分、免除区分、支払対象外、母子手帳を元に修正、予備コード、申請年月日、申請種別/申請理由、手帳番号、総合等級、種別、交付年月日、再交付年月日、返還年月日、障害認定日、障害部位、等級、障害名、個人課税区分、世帯課税区分、被災者区分、障害手帳区分

【4】団体内統合宛名システム記録項目(※1)

宛名番号、個人番号、団体内統合宛名番号、符号取得状況、不開示・自動応答不可フラグ設定情報

【5】中間サーバー記録項目(※2)

団体内統合宛名番号、情報提供用個人識別符号、副本情報、情報提供等の記録等、不開示・自動応答不可フラグ

【6】ワクチン接種記録システム(VRS)記録項目

個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回、接種日、接種会場、接種医師名、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※3)、製品名(※3)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※3)、証明書ID(※3)、証明書発行年月日(※3)

(※1)情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供を行うため、団体内統合宛名システムにおいて別途保有される情報

(※2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供を行うため、中間サーバーにおいて別途保有される情報

(※3)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>●対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <p>【1】既に保健所システムに登録のある対象者について、新たな情報の入手につき、記録の修正等を行うときは、対象を取り違えないよう、システムで検索を行い、対象者を特定する。</p> <p>【2】届出・申請等の手続で情報を入手するときは、届出者・申請者等の確認を行うとともに、記入方法を窓口で説明する等、案内を充実させることにより、対象者のみの情報の記入となるようにする。</p> <p>【3】住民情報については、登録の際に厳重な本人確認を行っている住民基本台帳を管理する住民記録システムから入手する。</p> <p>【4】他の業務システムから情報を入手するときは、宛名番号により、正確に対象者本人とひも付く情報のみを連携するようにする。</p> <p>【5】住民基本台帳ネットワークシステムから目黒区の住民基本台帳に登録のない対象者情報を入手する際は、4情報（氏名・住所・性別・生年月日）の組み合わせによる照会で対象者を特定する。</p> <p>●必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <p>【1】住民記録システムから入手する情報は、あらかじめ設定した項目のみとする。</p> <p>【2】健康被害救済給付認定申請手続においては、所定の様式を使用し、必要のない情報の入手の防止する。</p> <p>【3】他の業務システムから入手する情報は、あらかじめ設定した項目のみとする。</p> <p>【4】住民基本台帳ネットワークシステムから入手する情報は、必要な項目以外は入手できないようにシステム上制約されている。</p> <p>●ワクチン接種記録システムにおける措置</p> <p>【1】当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。</p> <p>【2】当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区における接種記録を提供するため他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。</p> <p>【3】当区からの照会により、他の市区町村から入手する接種記録の情報は、所定の項目にシステム上設定されている。</p> <p>【4】ワクチン接種記録システムによる新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る個人番号入手については、接種者からの接種証明書交付申請の際、厳重な本人確認の上で行う。</p> <p>【5】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

●不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置

【1】システムを利用する必要がある職員を特定し、生体(指静脈)情報とパスワードによる二要素認証を行うとともに、操作ログによる証跡を記録する。

【2】住民からの届出・申請等の受付は、本事務に従事する職員以外には行わせないことで、入手権限を有しない者による詐取・奪取が行われないようにする。

●入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクに対する措置

【1】届出・申請等の受付の際は、本人確認書類(官公署が発行する写真付きの身分証明書等)の提示を受け、本人確認を行うとともに、個人番号カード等により、個人番号の確認を行う。

【2】目黒区の住民基本台帳に登録がない者の場合は、必要に応じ、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報と個人番号の対応付けを確認する。

【3】情報の入力、削除及び修正を行う場合は、正確性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する。

【4】接種記録については、システムへの登録内容と予診票・接種票等の内容とを照合する。

●入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

【1】保健所システムの端末は、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。

【2】プリンタは、部外者が出力された帳票を見たり、持ち去ったりすることができない場所に設置する。

【3】個人番号が記載された帳票の執務室外への持ち出しは行わない。

【4】執務室への入退室は、責任者が許可した者に制限する。

【5】住民からの届出書・申請書等は、入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等とともに、鍵付の書庫に保管する。

●ワクチン接種記録システムにおける措置(【4】～【9】は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能に関する措置、【10】～【15】は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付に関する措置)

【1】ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他の市区町村からは、当区の領域にある特定個人情報の入手ができないようアクセス制御をしている。

【2】ワクチン接種記録システム(VRS)への特定個人情報の入力は、暗号化された通信回線を使用する。

【3】ワクチン接種記録システム(VRS)へ入力された特定個人情報については、限定された端末からユーザIDを使用してログインした場合のみ、アクセスできるように制御している。

【4】個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

【5】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。

【6】個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。

【7】券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

【8】券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。

【9】電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

【10】個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

【11】証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。

【12】個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。

【13】券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

【14】券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。

【15】キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【1】特定個人情報の参照について、システムの権限管理機能により制御を行い、個人番号利用事務実施者以外の者が個人番号を含む特定個人情報を参照できないよう制御を行う。</p> <p>【2】事務で使用するその他のシステムにおいても、個人番号利用事務以外の事務従事者が参照する場合には、権限管理機能により制御を行う。接種会場におけるワクチン接種記録システム(VRS)への接続については、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由となるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>システム利用は、所属長が認めた職員等のIDについて操作権限を割り当て、二要素によるユーザ認証を行っている。</p> <p>なお、ワクチン接種記録システム(VRS)については、次の対策を講じている。</p> <p>【1】ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN接続端末による操作に限り、可能になるように制御している。</p> <p>【2】LGWAN接続端末のログインは、限定された者のみにその権限を付与する。</p> <p>【3】ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。</p> <p>【4】ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当区が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。</p>	

その他の措置の内容	<p>【1】異動等により所属が変わる際には、速やかにユーザー情報の更新を行い、適切な権限設定を維持するとともに、定期的な点検を行う。</p> <p>【2】保健所システムへのログイン記録とともに、システムの操作ログ(画面遷移、帳票発行等)の記録を行う。</p> <p>【3】ワクチン接種記録システム(VRS)においては、ログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当区が指定する管理者が必要最小限の権限で発行する。当区が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。当区が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザID やアクセス権限を速やかに変更又は削除する。システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>		
-----------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

●従業者が事務外で使用するリスクに対する措置

定期的なセキュリティ研修を行い、個人情報の業務外利用の禁止や漏えい防止策について、職員に周知徹底する。

●特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置

【1】保健所システムの端末は特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。

【2】各端末での外部記憶媒体用のインターフェイスを封じ、USBメモリ等への複写ができない仕組みとする。

●使用の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

【1】事務処理後や離席時は画面ロック(初期画面に戻すこと)を徹底し、一定時間操作がない場合は、スクリーンセーバーにより画面ロックがかかる設定とする。

【2】端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。

【3】データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

●ワクチン接種記録システムにおける措置

【1】保健所システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、次の措置を行う。

・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。

・作業には、不正な複製、持出し等を防止するため、予防接種システムとワクチン接種記録システム間をつなぐ庁内ファイル連携システムを使用する。ファイル連携管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。

・ファイル連携については、上長による承認を行い、当該承認の記録を残す。

・ファイル連携による作業終了の都度、連携システム上のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

【2】特定個人情報を使用する事務工程を、必要最小限に限定する。具体的には次の三つの工程とする。

・当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ、個人番号を含む情報を確認し、接種記録の照会に使用する。

・当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区における接種記録を提供するため、個人番号を含む情報をワクチン接種記録システム(VRS)に登録する。

・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入力し、使用する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	【1】秘密保持 【2】指示目的外の使用・第三者への提供禁止 【3】複写・複製の禁止・制限 【4】作業場所からの持出し禁止 【5】事故発生時の報告義務 【6】違反時の公表・契約解除・損害賠償 【7】作業場所・使用機器の制限・事前届出 【8】使用システムの設備要件 【9】契約内容の遵守状況・情報の管理状況の報告		

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	目黒区が承諾した場合に限り、再委託を認めており、再委託先は特定個人情報ファイルの取扱い等について、委託先と同様の措置を行うことを契約書に明記する。		

その他の措置の内容	委託契約書に定めた見書において、委託契約を履行する過程で特定個人情報の保護管理のために必要があると認めるときは、区職員を委託先の管理する施設に立ち入らせて、委託契約の履行状況及び特定個人情報の管理状況その他これに関する設備の状況等を調査することができるとしている。 なお、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）の利用に当たっては、市区町村・国・当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」の規定に基づき、当該システムにおける特定個人情報の取扱いを当該事業者に委託することとする。当該確認事項には、次の内容を規定している。 【1】特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の限定 【2】特定個人情報ファイルの取扱いの記録 【3】特定個人情報の提供ルール／消去ルール 【4】委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 【5】再委託を行う場合における当該再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 【6】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置		
-----------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 管理体制の不備等によるリスクに対する措置
- 【1】情報セキュリティ対策・個人情報保護に関する社内規程・従事者への教育実施を確認する。
- 【2】責任者の氏名・連絡先、事故発生時の緊急連絡先を確認する。
- 【3】委託業務に必要な認証等の資格を確認する。
- 【4】必要に応じ、報告の徴取、目黒区職員による立入調査を行う。
- 【5】委託先による特定個人情報の第三者への提供は認めないこととし、委託業務の状況に関する定期的な報告書、実地の検査等により、ルールの遵守状況を確認する。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[] 定めている	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【1】実施機関以外への特定個人情報の提供については、法令で定められた提出先に定められた事項についてのみ実施する。</p> <p>【2】外部記録媒体を使用する場合には、セキュリティ管理規程に定められた運用と手順に従って行う。</p> <p>【3】ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認する。</p>		
その他の措置の内容	<p>【1】システム処理については、操作ログに操作者・操作業務・操作時間等の取り扱い記録を管理する。</p> <p>【2】東京都知事経由で厚生労働省へ進達する健康被害救済給付申請手続については、別途、起案文書にて記録を管理する。</p> <p>【3】ワクチン接種記録システムにおいては、他の市区町村への提供の記録を取得しており、委託事業者から「情報提供等の記録」を入手し、確認することができる。</p>		
リスクへの対策は十分か	[] 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>●不適切な方法で提供が行われるリスクに対する措置</p> <p>【1】保健所システムの端末には外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。</p> <p>【2】外部記録媒体へ出力する必要がある場合には、その出力記録を管理する。</p> <p>【3】システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて設定し、アクセスログを記録している。</p> <p>●誤った情報を提供してしまうリスク・誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置</p> <p>【1】提供に関係するシステム設定を行う際は、事前に十分な確認及び検証作業を行う。</p> <p>【2】東京都知事経由で厚生労働省へ進達する健康被害救済給付申請書類は、複数人で宛先・内容を十分に確認し提出する。</p> <p>●ワクチン接種記録システム利用における措置</p> <p>【1】当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を個人番号を用いて照会するときは、不適切な方法で提供が行われるリスクに対する措置として、本人確認を行った上で行う。</p> <p>【2】当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を個人番号を用いて照会するときは、誤った情報を提供してしまうリスク・誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置として、個人番号とともに当該転出元の市区町村コードを付した条件に照会対象を限定することで、誤った照会・提供を防止する。</p> <p>【3】接種記録の照会・提供の操作は、限定された端末（LGWAN接続端末）に制御している。</p> <p>【4】特定個人情報の取扱いは、当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を個人番号を用いて照会するときに限定する。</p>			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置</p> <p>特定個人情報の照会時には、どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったかの記録をデータベースに逐一保存することで、不正な入手を防止する。</p> <p>●中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>【1】情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>【2】中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[] 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置 特定個人情報の提供時には、情報提供の記録(端末、職員、対象住民、照会日時)をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p>●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 【1】情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 【2】情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 【3】特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 【4】中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置</p> <p>●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、共通連携基盤システムを介して中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>●中間サーバ・プラットフォームにおける措置 【1】中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 【2】中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <hr/> <p>2 入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置</p> <p>●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置 中間サーバへの連携にあたっては事前に十分なテスト及び検証を行い、不正確な入手を防止する。</p> <p>●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <hr/> <p>3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置</p> <p>●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置 中間サーバと共通連携基盤システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバ間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。</p> <p>●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 【1】中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 【2】既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 【3】情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 【4】中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>●中間サーバ・プラットフォームにおける措置 【1】中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 【2】中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 【3】中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	

4 不適切な方法で提供されるリスクに対する措置

●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置

特定の権限者以外は情報提供ができず、さらに、情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報

報がやりとりされることを防止する。

●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置

【1】セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化

を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

【2】中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内

容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能

●中間サーバ・プラットフォームにおける措置

【1】中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合

行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

【2】中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・

紛失のリスクに対応している。

【3】中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を

行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

5 誤った情報を提供してしまうリスク・誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置

●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置

【1】誤った情報を提供してしまうリスクへの措置

提供・移転する情報の体系的な論理チェックを行い、誤った情報が作成されることを防止する。

【2】誤った相手に提供してしまうリスクへの措置

番号法に基づき認められる情報に限り、認められた相手にものみ提供できる仕組みになっている。

●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置

【1】情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受

領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

【2】情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表

示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応してい

る。

【3】情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクス

ポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能

6 その他の措置

●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置

情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバが行う構成となっており、

情報提供ネットワークシステム側から、区の業務システムへのアクセスはできない。

●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置

【1】中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内

容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

【2】情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに

対応している。

●中間サーバ・プラットフォームにおける措置

【1】中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合

行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

【2】中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を

確保している。

【3】中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)してお

り、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

【4】特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏

えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
その他の措置の内容	<p>1 物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区施設内のサーバー設置場所の管理 【1】区施設内の他の部屋とは区別し、専用の部屋とする。 【2】出入口には、電子錠等による入退室を管理する設備を設ける。 【3】監視カメラによる24時間監視を行う。 【4】許可されたもの以外の機器持ち込み・使用を禁止する。 ●バックアップデータの保管場所の管理 <p>バックアップデータが格納された電子記録媒体の委託による外部保管場所は、地震や火災など災害に対して、媒体(データ)の保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。</p> ●本特定個人情報を取り扱う部屋の管理 【1】特定個人情報ファイル内のデータの参照・更新をすることができる業務端末は、セキュリティワイヤーで固定する。 【2】特定個人情報が記載された書類は、鍵付きの書庫に保管する。 【3】部外者の立ち入りを禁止する。 【4】許可されたもの以外の機器持ち込み・使用を禁止する。 ●中間サーバー・プラットフォームにおける措置 <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> ●ワクチン接種記録システムにおける措置 <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> 【1】サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 【2】日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービス利用 <hr/> <p>2 技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目黒区における対策 【1】システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 【2】保健所システムの端末には外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 【3】システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録している。 ●中間サーバー・プラットフォームにおける措置 【1】中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 【2】中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 【3】導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ●ワクチン接種記録システムにおける措置 <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> 【1】論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 【2】当該領域のデータは、暗号化処理をする。 【3】個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 【4】国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 【5】当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 【6】LQWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 【7】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 【8】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことによ		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置
 - 【1】住民登録のある対象者に係る情報については、住民記録システムとの間におけるデータ連携により、定期的に自動更新する。
 - 【2】住民登録のない対象者に係る情報については、必要に応じ、住民基本台帳ネットワークシステムにより確認し、データを更新する。
 - 【3】非課税世帯等の要件確認に必要な情報については、他の業務システムとのデータ連携等により、最新の情報に更新する。
 - 【4】接種履歴については、接種情報入手の都度、データを更新する。
 - 【5】支払口座に係る情報等については、対象者からの依頼書等により確認する。
 - 【6】削除後一定期間経過したデータは、システム機能により消去する。
- 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置
 - 【1】保管期間の満了した本特定個人情報ファイル内のデータは、システム上、一括して削除する仕組みとする。
 - 【2】磁気ディスクの廃棄時・リース機器の返還時には、内部のデータを削除し、物理的な破壊・専用ソフトウェアによるフォーマット等により、内容を読み出すことができないようにする。
 - 【3】特定個人情報ファイルの消去については、その記録を残す。
 - 【4】本特定個人情報ファイルに関係する特定個人情報が記載された届出書・申出書・帳票等を廃棄するときは、溶解・細断等の措置により行い、区の決裁文書等を管理するシステムに廃棄処理日を記録する。

8. 監査

実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ●目黒区における措置 <ul style="list-style-type: none"> 【1】関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 【2】各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を毎年実施し、その記録を残すとともに、関係職員に対して、一定期間毎に必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 【3】受託業者に対し、契約において個人情報に関する研修の実施を義務付けている。 ●中間サーバー・プラットフォームにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> 【1】中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 【2】中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ●ワクチン接種記録システム利用における措置 職員等のワクチン接種記録の利用について、デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出の「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第9条(市区町村の責任)に則し、適切に管理し、必要な指導を行う。 	

10. その他のリスク対策

1 自己点検

●目黒区における措置

年に1回、担当課内において、次の観点による自己点検を実施し、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを確認する。

【1】評価書記載事項と運用実態のチェック

【2】個人情報保護に関する規定及び体制の整備

【3】個人情報保護に関する人的安全管理措置

【4】職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育

【5】個人情報保護に関する技術的安全管理措置

●中間サーバー・プラットフォームにおける措置

運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。

●ワクチン接種記録システム利用における措置

職員等のワクチン接種記録の利用について、デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出の「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第9条(市区町村の責任)に則していることを確認する。

2 監査

●目黒区における措置

【1】年に1回、情報システムの管理及び運用が適正かつ円滑に行われていることの確認を目的とし、部局相互で行う内部監査を実施する。

【2】情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、第三者の監査人による外部監査を実施する。

●中間サーバー・プラットフォームにおける措置

運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。

●ワクチン接種記録システム利用における措置

職員等のワクチン接種記録の利用について、デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出の「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第9条(市区町村の責任)に則し、適切に管理し、必要な監督を行う。

3 その他のリスク対策

●中間サーバー・プラットフォームにおける措置

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

●ワクチン接種記録システム利用における措置

万が一、障害や情報漏えいが生じた場合に備え、デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出の「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第7条(情報到達の責任分界点)・第8条(通信経路の責任分界点)・第9条(市区町村の責任)に基づき、適切な対応をとることができる体制を構築する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	目黒区健康福祉部保健予防課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-7047
②請求方法	書面で提出することにより受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	目黒区健康福祉部保健予防課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-7047
②対応方法	【1】問い合わせがあった場合は、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 【2】情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、情報政策推進部行政情報マネジメント課に報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	しきい値判断の結果の変更に伴う評価再実施	—	本重点項目評価書記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5(ワクチン接種記録システム(VRS)) ②システムの機能	(追加)	【5】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	【2】接種記録の管理 予防接種の記録を管理し、接種の勧奨・予診票再発行等を行う。住所の転入・転出があった者については、接種歴が不明な場合、当該記録の転出元市区町村に対する照会・転入先市区町村に対する提供を行う。 また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に際し、接種記録を確認する。	【2】接種記録の管理 予防接種の記録を管理し、接種の勧奨・予診票再発行等を行う。当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に際し、接種記録を確認する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 件数	4件	5件	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	株式会社ミラボ(契約は、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室との間で締結)	株式会社ミラボ(契約は、デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)との間で締結)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用

令和4年2月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6 特定個人情報の保管・消去保管場所</p> <p>● ワクチン接種記録システム(VRS)における措置</p>	(追加)	<p>【5】日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【6】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	<p>III リスク対策</p> <p>2 特定個人情報の入手</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>● ワクチン接種記録システムにおける措置</p>	<p>【1】当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する際は、転入者の本人確認の上、当該者から当該市区町村への個人番号提供の同意を得て、個人番号を含む情報を入手し、接種記録の照会に使用する。</p>	<p>【1】当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	<p>III リスク対策</p> <p>2 特定個人情報の入手</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>● ワクチン接種記録システムにおける措置</p>	<p>【2】当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区における接種記録を提供する際は、当該市区町村において転出者の本人確認の上、当区への個人番号提供の同意を得ていることを確認した上で行う。</p>	<p>【2】当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区における接種記録を提供するため転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	<p>III リスク対策</p> <p>2 特定個人情報の入手</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>● ワクチン接種記録システムにおける措置</p>	(追加)	<p>【5】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	<p>III リスク対策</p> <p>2 特定個人情報の入手</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	● ワクチン接種記録システムにおける措置	<p>● ワクチン接種記録システムにおける措置</p> <p>(【4】～【9】は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能に関する措置)</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用

令和4年2月1日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	<p>【4】個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>【5】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>【6】個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p> <p>【7】券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>【8】券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p> <p>【9】電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ●ワクチン接種記録システムにおける措置【2】	・当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から当該市区町村への個人番号提供の同意を得られた場合に限り、個人番号を含む情報を確認し、接種記録の照会に使用する。	・当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ、個人番号を含む情報を確認し、接種記録の照会に使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	なお、ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に当たっては	なお、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)の利用に当たっては	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	(追加)	【6】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用

令和4年2月1日	Ⅲリスク対策 5特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ●ワクチン接種記録システム利用における措置	【1】当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を個人番号を用いて照会するときは、不適切な方法で提供が行われるリスクに対する措置として、本人同意を得るとともに、本人確認を行った上で行う。	【1】当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を個人番号を用いて照会するときは、不適切な方法で提供が行われるリスクに対する措置として、本人確認を行った上で行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	Ⅲリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 2技術的対策 ●ワクチン接種記録システム利用における措置	(追加)	【7】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 【8】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	Ⅲリスク対策 9従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 ●ワクチン接種記録システム利用における措置	職員等のワクチン接種記録の利用について、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出の	職員等のワクチン接種記録の利用について、デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出の	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	Ⅲリスク対策 10その他のリスク対策 1自己点検 ●ワクチン接種記録システム利用における措置	職員等のワクチン接種記録の利用について、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出の	職員等のワクチン接種記録の利用について、デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出の	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	Ⅲリスク対策 10その他のリスク対策 2監査 ●ワクチン接種記録システム利用における措置	職員等のワクチン接種記録の利用について、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出の	職員等のワクチン接種記録の利用について、デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出の	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	Ⅲリスク対策 10その他のリスク対策 3その他のリスク対策 ●ワクチン接種記録システム利用における措置	万が一、障害や情報漏えいが生じた場合に備え、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出の	万が一、障害や情報漏えいが生じた場合に備え、デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出の	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和4年2月1日	V評価実施手続 1基礎項目評価 ①実施日	令和3年8月30日	令和4年2月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用

令和4年12月16日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤使用方法 情報の突合</p>	<p>識別情報・連絡先等情報と業務情報(接種情報)とを突合し、接種記録を正確に管理する。</p>	<p>識別情報・連絡先等情報と業務情報(接種情報)とを突合し、接種記録を正確に管理する。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用</p>
令和4年12月16日	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p> <p>●予防接種台帳記録ファイル</p> <p>【6】ワクチン接種記録システム(VRS)記録項目</p>	<p>接種回(1回目/2回目)</p>	<p>接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目)</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用</p>
令和4年12月16日	<p>IIIリスク管理</p> <p>2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じての入手を除く。)</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>●ワクチン接種記録システムにおける措置</p>	<p>【2】当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区における接種記録を提供するため転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p>【2】当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区における接種記録を提供するため他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用</p>
令和4年12月16日	<p>I 基本情報</p> <p>2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>システム5 ワクチン接種記録システム(VRS)</p> <p>②システムの機能</p>	<p>【1】新型コロナウイルスワクチンの予防接種対象者登録</p> <p>【2】接種記録の管理(登録・修正・照会)</p> <p>【3】他の市区町村への接種記録の照会・提供</p> <p>【4】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会・発行</p> <p>【5】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</p>	<p>【1】新型コロナウイルスワクチンの予防接種対象者登録</p> <p>【2】接種記録の管理(登録・修正・照会)</p> <p>【3】他の市区町村への接種記録の照会・提供</p> <p>【4】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会・発行</p> <p>【5】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</p> <p>【6】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用</p>
令和4年12月16日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3 特定個人情報の入手・使用</p> <p>②入手方法 その他</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム、住民記録システム、個人住民税システム、国民健康保険システム、生活保護システム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム、住民記録システム、個人住民税システム、国民健康保険システム、生活保護システム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用</p>

<p>令和4年12月16日</p>	<p>Ⅳ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項⑤ ①委託内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用</p>
<p>令和4年12月16日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>●ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 【1】論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 【2】当該領域のデータは、暗号化処理をする。 【3】個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 【4】国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 【5】日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【6】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	<p>措置 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 【1】論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 【2】当該領域のデータは、暗号化処理をする。 【3】個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 【4】国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 【5】日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【6】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 【7】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付の証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用</p>

<p>令和4年12月16日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ワクチン接種記録システムにおける措置</p>	<p>●ワクチン接種記録システムにおける措置 (【4】～【9】は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能に関する措置) 【1】ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他の市区町村からは、当区の領域にある特定個人情報の入手ができないようアクセス制御をしている。 【2】ワクチン接種記録システム(VRS)への特定個人情報の入力、暗号化された通信回線を使用する。 【3】ワクチン接種記録システム(VRS)へ入力された特定個人情報については、限定された端末から国から配布されたユーザIDを使用してログインした場合のみ、アクセスできるように制御している。 【4】個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 【5】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 【6】個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>	<p>●ワクチン接種記録システムにおける措置 (【4】～【9】は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能に関する措置、【10】～【15】は新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付に関する措置) 【1】ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他の市区町村からは、当区の領域にある特定個人情報の入手ができないようアクセス制御をしている。 【2】ワクチン接種記録システム(VRS)への特定個人情報の入力、暗号化された通信回線を使用する。 【3】ワクチン接種記録システム(VRS)へ入力された特定個人情報については、限定された端末から国から配布されたユーザIDを使用してログインした場合のみ、アクセスできるように制御している。 【4】個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 【5】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 【6】個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用</p>
<p>令和4年12月16日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p>	<p>種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用</p>
<p>令和5年3月16日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目)</p>	<p>接種回</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用</p>

令和5年3月16日	Ⅲ リスク対策	<p><特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置></p> <p>【3】ワクチン接種記録システム(VRS)へ入力された特定個人情報については、限定された端末から国から配布されたユーザIDを使用してログインした場合のみ、アクセスできるように制御している。</p>	<p>【3】ワクチン接種記録システム(VRS)へ入力された特定個人情報については、限定された端末からユーザIDを使用してログインした場合のみ、アクセスできるように制御している。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年3月16日	Ⅲ リスク対策	<p><ユーザ認証の管理(具体的な管理方法)></p> <p>【4】ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録の事前申請を行った者に限定して発行される。</p>	<p>【4】ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当区が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年3月16日	Ⅲ リスク対策	<p><その他の措置の内容></p> <p>【3】ワクチン接種記録システムにおいては、システム上の操作のログを取得しており、これを確認することができる。</p>	<p>【3】ワクチン接種記録システム(VRS)においては、ログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当区が指定する管理者が必要最小限の権限で発行する。当区が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。当区が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期的に及び必要に応じて随時確認す</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>①システムの名称</p>	予防接種システム	保健所システム	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用

令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	団体内統合宛名システム	共通連携基盤システム	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<p>【1】統一識別番号付番 情報保有機関内で個人を特定するために利用する統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。</p> <p>【2】宛名情報等管理 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。</p> <p>【3】中間サーバー連携 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p> <p>【4】保健所システム連携 保健所システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p> <p>【5】権限管理 団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>	<p>1 申請管理機能 申請者が地方公共団体に対し申請手続等を行うマイナポータルと標準準拠システムの間を連携する機能</p> <p>2 庁内データ連携機能 標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能</p> <p>3 住登外者宛名番号管理機能 庁内で管理する住登外者(既存住民基本台帳システム以外の標準準拠システムにおいて住民とは別に管理しておく必要がある者をいう。)を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番・管理する機能</p> <p>4 団体内統合宛名機能 団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバーと連携する機能</p> <p>5 EUC機能 職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用するために基幹業務システムのデータを抽出、分析、加工、出力する機能</p>	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム	[O] 庁内連携システム	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	I 基本情報 4 個人番号の利用 法令上の根拠	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 番号法(※1)第9条第1項及び別表第1の10の項	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 番号法(※1)第9条第1項及び別表第1の14の項	事後	
令和5年9月1日	I 基本情報 4 個人番号の利用 法令上の根拠	【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 番号法第9条第1項及び別表第1の93の2の項	【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 番号法第9条第1項及び別表第1の126の項	事後	

令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	システム運用保守業務(予防接種システム)	システム運用保守業務(保健所システム)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	予防接種システムのパッケージアプリケーション保守作業、運用スケジュールの作成支援、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	保健所システムのパッケージアプリケーション保守作業、運用スケジュールの作成支援、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	システム運用保守業務(団体内統合宛名システム)	共通連携基盤システム運用・保守業務	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	団体内統合宛名システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジュールリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	ガバメントクラウドでの申請管理機能・団体内統合宛名機能を含む保健所システム等の事務処理システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失に備えたバックアップデータの保管等	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社RKKCS	株式会社 日立システムズ	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用

令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項	必要データの抽出・取込み作業、システムの一部機能についての開発元等関係事業者による保守・改修対応等	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	基盤環境運用業務(団体内統合宛名システム)	基盤環境運用業務	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定的こととし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2の項並びに別表第2主務省令第12条の2	番号法第19条第8号及び別表第2の22の項並びに別表第2主務省令第12条の2	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2	番号法第19条第8号及び別表第2の16の3の項並びに別表第2主務省令第12条の2の2	番号法第19条第8号及び別表第2の23の項並びに別表第2主務省令第12条の2の2	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の10の項並びに別表第1主務省令第10条、予防接種法第15条	番号法第9条第1項及び別表第1の14の項並びに別表第1主務省令第10条、予防接種法第15条	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用

令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・撤去 保管場所	<p>●目黒区における措置</p> <p>【1】予防接種システム (中略)</p> <p>【2】団体内統合宛名システム</p> <p>・システムのサーバー群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを除く。)は、入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。</p> <p>・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバー室への入室の厳重管理実施)に設置する。</p> <p>・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバーのデータベース内に保存する。</p> <p>・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。</p>	<p>●目黒区における措置</p> <p>【1】保健所システム (中略)</p> <p>【2】バメントクラウド(※)における措置</p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>(※)ガバメントクラウド 地方公共団体における国仕様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラウドサービス</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容	<p>●対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <p>【1】既に予防接種システムに登録のある対象者について、新たな情報の入手につき、記録の修正等を行うときは、対象を取り違えないよう、システムで検索を行い、対象者を特定する。</p>	<p>●対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <p>【1】既に保健所システムに登録のある対象者について、新たな情報の入手につき、記録の修正等を行うときは、対象を取り違えないよう、システムで検索を行い、対象者を特定する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>●入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置</p> <p>【1】予防接種システムの端末は、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。</p>	<p>●入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置</p> <p>【1】保健所システムの端末は、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2. 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	<p>【2】予防接種システムへのログイン記録とともに、システムの操作ログ(画面遷移、帳票発行等)の記録を行う。</p>	<p>【2】保健所システムへのログイン記録とともに、システムの操作ログ(画面遷移、帳票発行等)の記録を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>●ワクチン接種記録システムにおける措置</p> <p>【1】予防接種システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、次の措置を行う。</p>	<p>●ワクチン接種記録システムにおける措置</p> <p>【1】保健所システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、次の措置を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用

令和5年9月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	●予防接種システム及び団体内統合宛名システムにおける措置	●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	●予防接種システム及び団体内統合宛名システムにおける措置	●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置 ●予防接種システム及び団体内統合宛名システムにおける措置 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。 2 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置 ●予防接種システム及び団体内統合宛名システムにおける措置 3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 ●予防接種システム及び団体内統合宛名システムにおける措置 中間サーバーと団体内統合宛名システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。 4 不適切な方法で提供されるリスクに対する措置 ●予防接種システム及び団体内統合宛名システムにおける措置 5 誤った情報を提供してしまうリスク・誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置 ●予防接種システム及び団体内統合宛名システムにおける措置 6 その他の措置 ●予防接種システム及び団体内統合宛名システムにおける措置	1 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置 ●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、共通連携基盤システムを介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。 2 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置 ●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置 3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 ●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置 中間サーバーと共通連携基盤システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。 4 不適切な方法で提供されるリスクに対する措置 ●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置 5 誤った情報を提供してしまうリスク・誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置 ●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置 6 その他の措置 ●保健所システム及び共通連携基盤システムにおける措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用

令和5年9月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・撤去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	2 技術的対策 ●目黒区における対策 【2】予防接種システムの端末には外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。	2 技術的対策 ●目黒区における対策 【2】保健所システムの端末には外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	電話: 03-5722-9503	電話: 03-5722-7047	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	電話: 03-5722-9503	電話: 03-5722-7047	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年2月1日	令和5年9月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用
令和5年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の16の2の項、17の項、18の項及び19の項 別表第2(※3)主務省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の16の2の項及び16の3の項 別表第2主務省令第12条の2及び第12条の2の2 【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 別表第2(※3)主務省令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 別表第2主務省令第59条の2 (※3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の22の項、24の項、25の項及び26の項 別表第2(※3)主務省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の22の項及び23の項 別表第2主務省令第12条の2及び第12条の2の2 【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の150の項 別表第2(※3)主務省令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の150の項 別表第2主務省令第59条の2 (※3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項適用